優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月十九日

掲載頁　六十九頁（号外第一九三号）

令和七年三月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00036

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00037

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ファイブ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「当社は、資本金の額を二億六千四百三十九万七百七十六円減少することにいたしました。」とあるは「当社は、資本金の額を一億六千四百三十九万七百七十六円減少することにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

令和七年三月二十六日

東京都目黒区目黒一丁目六―一七

株式会社ペンマーク

代表取締役　横山　直明

訂正公告

令和六年十二月十八日掲載の左記会社に係る合併公告中、丙の住所「沖縄県糸満市西崎一丁目一三番六号三階」とあるは「沖縄県糸満市西崎一丁目一三番一六号三階」の誤りにつき訂正します。

なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番九号

（甲）株式会社ラジカル沖縄

代表取締役　屋宜　宣光

沖縄県那覇市壺川二丁目一三番四一号上原ビル一〇三号

（乙）株式会社ＡＤ．ベンチャー

代表取締役　屋宜　宣光

沖縄県糸満市西崎一丁目一三番一六号三階

（丙）株式会社リンク

代表取締役　屋宜　宣光

正　誤

令和七年二月十七日（号外第三十一号）公布法務省令第四号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三ページ別記第三十号様式所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）４⑷中「在留期間更新」は「在留資格変更」の誤り。

同４中⑴から⑷までを「１　１つ繰り上げ、「４　１号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能１号」での在留を希望する場合に記入）」の次に次を加える。

⑴在留資格変更申請前に，特定技能雇用契約の内容，本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

有・無

⑵上記⑴について，対面により，又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無

有・無

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一七	第四十条の四第一項	第二十七条の二第一項、第四十条の四第一項
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八～七	改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し	その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものを、そのような標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し